



団体保険等事業の概要をご説明します！



団体保険（マイプラン21等）

引受保険会社：明治安田生命保険（相）、明治安田損害保険（株）

団体保険（マイプラン21等）とは、教職員互助会理事長が保険契約者として運営する、会員の皆さまとご家族だけが加入できる保険料がお手頃な保険です。

ポイント



- ・ 保険料がお手頃かつ、毎年1回配当金還付あり(剰余金が生じた場合)
- ・ 1年ごとの更新のため、毎年保障内容の見直しができる
- ・ 保険料は給与から控除されるので安心(道給与条例等の適用を受ける会員の方のみ。給与控除できない方(市町村費会員や休職中の方など)は口座振替となります。)

保険制度の概要



マイプラン21 (一時金部分) (年金部分)	対象者: 本人・配偶者・子ども 死亡・高度障害時の保障。障害状態(障害年金1級)にも対応(障害特約は本人の年金部分のみ) 配当金還付あり(剰余金が発生した場合)
医療保険 (医療保障部分) (医療プラン部分) (普通傷害部分)	対象者: 本人・配偶者・子ども 病気・ケガのときの入院・手術、ケガの通院費用等の補償 配当金還付あり(剰余金が発生した場合。医療保障部分のみ)
医療費支援制度 (先進医療型)	対象者: 本人・配偶者・子ども 病気やケガで入院や治療を受けたときの保障 先進医療に対応
総合補償制度	対象者: 本人・配偶者・子ども 傷害による入院・手術等の補償 携行品損害等の補償
長期療養収入 補償保険	対象者: 本人 長期休職となったときの補償
入院充実保障 保険	対象者: 本人・配偶者 病気・ケガのときの入院・手術、三大疾病での入院等の保障
新・重病克服 支援制度	対象者: 本人・配偶者 特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)の保障
積立年金保険 (A型・B型)	対象者: 本人 老後の公的年金(厚生年金)の補完を目的とした積立保険

保険期間中途での脱退・変更は原則できません。
制度内容等詳細については、毎年7～9月に配付しているパンフレットをご一読ください。

保険・申込期間等



【保険期間】毎年1月1日～12月31日
【申込期間】毎年7～9月

新規加入や見直し等はこの期間のみ受付可能です。
お手続き用書類一式は学校への訪問または郵送でお届けします。訪問の場合は、明治安田の職員がご説明にお伺いいたします。

団体保険マイプラン21等ご加入の方へ
～ポータルサイトのご案内～

「団体保険マイプラン21」における専用ポータルサイト「みんなのMYポータル」では、時間・場所に関わらず、スマートフォンやパソコンから各種サービスを利用できます。ぜひこの機会にご登録ください！

みんなのマイポータルのサービス

- ・ 保険金請求手続き（一部対象外もあり）
- ・ 現在のご加入内容の確認
- ・ 配当金の確認
- ・ 積立年金の一部払出しの手続き、受取額の試算
- ・ 受取人変更



MYG-A-25-LF-1139



団体傷害保険

取扱代理店：(株)北海道教育互助センター、引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

ケガに備えるための保険(日常でおこる予期しないケガに対して治療費や通院費、手術費などを補償)。基本補償の「団体傷害(ケガの補償)」に加えて、「疾病特約(病気の補償)」、「がん特約(がんの補償)」の特約を追加することができます。

毎年更新募集時には、加入コースを変更することができるので、1年ごとに保障内容の見直しが可能です。

保険料は毎月の給与から控除します。

ただし、道給与条例等の適用を受ける職員の方に限ります。他の方は口座引き落としとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



SJ24-07843 2024/09/19



📌 団体扱保険

団体扱保険とは、個人が契約している生命保険・損害保険の保険料を互助会が集金する制度のことです。
当会では、生命保険18社・損害保険7社と団体扱の契約を締結しています(下記参照)。

ポイント



- ・ 保険料が割安になる(保険会社や保険の種類により、割安にならない場合もあります。)
- ・ 保険料は給与から控除されるため、保険料払込みの手間がかからない(道給与条例等の適用を受ける会員の方のみ。給与控除できない方(市町村費会員や休職中の方など)は口座振替となります。)
- ・ 複数の団体扱契約がある場合、控除証明書はまとめて発行され、年末調整に係る手間を削減できる

保険の団体扱を希望される場合あるいは団体扱をやめる(退職する、本会を退会する等)場合は、各代理店または保険会社へご連絡ください。(新規加入の場合は、所属コード、会員番号、北海道公立学校教職員互助会の団体扱を希望の旨をお伝えください。)
また、団体扱に関するお問い合わせは、各代理店または保険会社をお願いします。

※団体扱契約は、保険契約者が現職会員ご本人となっている保険に限ります。

※保険会社ごと、保険ごとに取扱いが相違する場合があります。

保

険

会

社

一

覧



Ⅰ 生命保険会社

- ▶ 日本生命保険
- ▶ アクサ生命保険
- ▶ プルデンシャル生命保険
- ▶ ジブラルタ生命保険
- ▶ 太陽生命保険
- ▶ 第一生命保険
- ▶ 富国生命保険
- ▶ 朝日生命保険
- ▶ 明治安田生命保険
- ▶ 大樹生命保険
- ▶ 住友生命保険
- ▶ ソニー生命保険
- ▶ SOMPOひまわり生命保険
- ▶ メットライフ生命保険
- ▶ アフラック生命保険
- ▶ 東京海上日動あんしん生命保険
- ▶ マニユライフ生命保険
- ▶ かんぼ生命保険 ※



Ⅱ 損害保険会社

- ▶ 共栄火災海上保険
- ▶ 三井住友海上火災保険
- ▶ あいおいニッセイ同和損害保険
- ▶ 東京海上日動火災保険
- ▶ 日新火災海上保険
- ▶ 損害保険ジャパン
- ▶ AIG損害保険



※ かんぼ生命は令和4年11月から取扱開始となりました。北海道、札幌市費会員で、給与控除可能な方のみ団体扱可能です。

詳しくは互助会ホームページをご覧ください。
(<https://www.hkkg.or.jp>)



北海道公立学校教職員互助会

